

防災設備促進貸付【知事特認】のご案内

平成28年4月から、兵庫県耐震改修促進計画に基づく全ての多数利用建築物（概ね3階以上かつ1,000㎡以上）に利用できるようになりました。
旅館や店舗などの耐震改修等を、固定・長期・低利の融資で幅広く支援します。

1 融資対象者

次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ(3)に該当する方

- (1) 県内で事業を営む方
- (2) 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする方
- (3) 兵庫県耐震改修促進計画に基づく多数利用建築物の耐震診断や補強設計、耐震改修を行う方

2 融資条件

融資限度額	15億円
融資利率	年0.45%（固定利率）
融資期間	15年以内（うち据置2年以内）
資金用途	設備資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	必要に応じて保証を付ける （ただし、企業の保証限度額は、1企業2億8,000万円） <u>保証料軽減措置（基準料率から2割軽減）を受けることができます。</u>

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。